



# 栃木県公報

平成 27 年  
3月20日(金)  
第2665号

## 目 次

### 規 則

- とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則の一部改正..... 227
- 柔道整復師法施行細則の一部改正..... 227
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部改正..... 228

### 告 示

- 県道の路線認定..... 228
- 予定保安林..... 228
- 農業振興地域の区域の変更..... 230
- 道路の区域の決定..... 230
- 道路の区域の変更..... 230
- 道路の供用開始..... 231
- 都市計画の変更及び図書の縦覧..... 231

### 公 告

- 河川整備計画の変更の公表..... 231
- 都市計画決定図書の写しの縦覧..... 232
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 232
- 同..... 232
- 同..... 232
- 開発行為の工事完了..... 232

### 選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示..... 233

### 人事委員会

- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正..... 234

## 規 則

### 栃木県規則第五号

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

栃木県知事 福田 富一

### とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則（平成七年栃木県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（人権・青少年男女参画課）

### 栃木県規則第六号

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

栃木県知事 福田 富一

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

柔道整復師法施行細則（昭和四十八年栃木県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「住所地」を「法第十九条第一項の施術所の所在地」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県規則第七号

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

栃木県知事 福田 富一

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和四十八年栃木県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「住所地」を「法第九条の二第一項の施術所の所在地」に改め、「同表第八号の出張施術業務従事者名簿及び同表第九号の県内滞在施術業務従事者名簿」を削り、同条に次の二項を加える。

2 法第九条の三の住所を所管する健康福祉センター所長は、前条の表第八号の出張施術業務従事者名簿を備え、整理しておかなければならない。

3 法第九条の四の滞在して業務を行おうとする地を所管する健康福祉センター所長は、前条の表第九号の県内滞在施術業務従事者名簿を備え、整理しておかなければならない。

第六号様式中「遷移した」を「遷移済み」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(医療政策課)

告 示

栃木県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
		終 点		
三五三	蒲須坂乙畑線	さくら市 箱森新田		
		矢板市 乙畑		

(道路保全課)

栃木県告示第103号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年3月20日

栃木県知事 福田 富一

## I

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大田原市雲岩寺字桧沢810-36、810-44、810-69、810-80、812から814まで
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## II

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大田原市雲岩寺字桧沢810-38から810-43まで、810-45、810-51、810-54、810-56から810-59まで、810-61から810-64まで、810-66、810-67、810-73、810-74
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## III

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿沼市加園字ハツ沢561
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ハツ沢561 (次の図に示す部分に限る。)
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## IV

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大田原市雲岩寺字桧沢810-24から810-34まで、818、819、822、824
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
(森林整備課)

栃木県告示第104号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定に基づき公告する。

なお、関係図面は、栃木県農政部農政課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

栃木県知事 福田 富 一

壬生町の区域のうち次に掲げる区域を農業振興地域から除外する。

大字北小林のうち字栖木の地番960-1から960-4までの区域

(農政課)

栃木県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年3月20日から同年4月20日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

栃木県知事 福田 富 一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 蒲須坂乙畑線

道路の区域

整理番号	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
353	さくら市箱森新田字十三人259-30から 矢板市乙畑字中割1604-1まで	10.0～19.8	3,786.0

栃木県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年3月20日から同年4月20日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

栃木県知事 福田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 小川大金停車場線  
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
233	前	那須烏山市志鳥2583-1 から 那須烏山市志鳥2583-1 まで	20.0 ~ 33.0	182.0	
	後	那須烏山市志鳥2583-1 から 那須烏山市志鳥2583-1 まで	16.1 ~ 20.1	182.0	

栃木県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年 3 月20日から同年 4 月20日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月20日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
233	一 般 県 道 小川大金停車場線	那須郡那珂川町片平1210-75から 那須烏山市志鳥2583-1 まで	平成27年 3 月20日

(道路保全課)

栃木県告示第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

平成27年 3 月20日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 都市計画の種類及び名称  
宇都宮都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域  
追加する部分  
壬生町大字北小林、大字助谷及び大字安塚の各一部
- 3 縦覧場所  
栃木県県土整備部都市計画課及び壬生町建設部都市計画課

(都市計画課)

**公 告**

○河川整備計画の変更の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、一級河川利根川水系思川圏域の河川整備計画を変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により公表する。

なお、変更後の一級河川利根川水系思川圏域の河川整備計画は、栃木県県土整備部河川課、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県鹿沼土木事務所、栃木県日光土木事務所及び栃木県栃木土木事務所において縦覧に供する。

平成27年 3 月20日

栃木県知事 福 田 富 一

(河川課)

○都市計画決定図書の写しの縦覧

壬生町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成27年3月20日に決定した、宇都宮都市計画地区計画（獨協医科大学病院地区）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

壬生町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成27年3月20日に変更した、宇都宮都市計画用途地域（獨協医科大学病院地区）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

壬生町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成27年3月20日に変更した、宇都宮都市計画用途地域（みぶ羽生田産業団地）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

壬生町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成27年3月20日に変更した、宇都宮都市計画地区計画（みぶ羽生田産業団地）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

栃木県知事 福 田 富 一

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年3月20日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字下神主字下原249番1、 249番4	河内郡上三川町大字下神主229番地 6	社会福祉法人幸知会
河内郡上三川町大字上三川字島田3019番5の 一部、3019番17	河内郡上三川町大字上三川3019番地 5	山 口 公 義 山 口 三 千 代

塩谷郡高根沢町大字宝積寺字月ババ150番2、163番	塩谷郡高根沢町大字宝積寺150番地	増 渕 守
塩谷郡高根沢町大字中柏崎字花木戸253番6	塩谷郡高根沢町大字中柏崎253番地4	矢 口 義 博
那須郡那珂川町和見字下小倉1940番1	那須郡那珂川町馬頭2068番地	社会福祉法人鷺和会
真岡市西田井3628番2	真岡市熊倉町4927番地1メゾン・ド・バッハ101号	篠 崎 義 伸
真岡市小林字泊り谷934番10、字上原935番9	真岡市中郷131番地 真岡市亀山一丁目2番地6亀山B B!A棟201号	柳 千代子 柳 芳 春
下野市柴字新田浦180番33	小山市大字横倉567番地3セキスイ タウンY棟202号室	福 田 智 子 福 田 修 一

(都市計画課)

## 選挙管理委員会

### 栃木県選挙管理委員会告示第23号

平成27年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成27年3月20日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
32,467人
- 2 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
302,915人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
140,350人
- 4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の3分の1の数
 

足 利 市 選 挙 区	41,665人
栃 木 市 ・ 岩 舟 町 選 挙 区	42,998人
佐 野 市 選 挙 区	33,212人
鹿 沼 市 ・ 西 方 町 選 挙 区	29,159人
日 光 市 選 挙 区	24,418人
小 山 市 ・ 野 木 町 選 挙 区	50,769人
真 岡 市 選 挙 区	21,158人
大 田 原 市 選 挙 区	19,871人
矢 板 市 選 挙 区	9,369人
那 須 塩 原 市 ・ 那 須 町 選 挙 区	39,139人

さくら市・塩谷郡選挙区	23,452人
那須烏山市・那珂川町選挙区	13,122人
下野市選挙区	16,126人
芳賀郡選挙区	18,447人
下都賀郡北部選挙区	10,838人

## 人事委員会

### 栃木県人事委員会規則第一号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

### 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第七号中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。